

健康福祉委員会資料

(健康福祉局関係)

1 令和6年第1回定例会追加議案の説明

(7)議案第72号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第72号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

令和6年2月22日

健康福祉局

議案第 7 2 号 川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準 に関する条例の一部を改正する条例の制定に ついて

1 条例改正の背景

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正（令和 6 年厚生労働省令第 1 7 号）

2 改正の主な内容

(1) 上記 1 に伴い、障害者支援施設の設置者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととするもの

(2) 上記 1 に伴い、障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域連携推進会議※を開催し、おおむね 1 年に 1 回以上、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととするもの

※ 地域連携推進会議とは、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会をいう。

3 施行期日

令和 6 年 4 月 1 日から施行

川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第70号 (障害者支援施設の一般原則)</p>	<p>○川崎市障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第70号 (障害者支援施設の一般原則)</p>
<p>第3条 障害者支援施設の設置者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。</p>	<p>第3条 障害者支援施設の設置者は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（以下「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。</p>
<p>2 障害者支援施設の設置者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p>	<p>2 障害者支援施設の設置者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。</p>
<p>3 障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>	<p>3 障害者支援施設の設置者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</p>
<p><u>4 障害者支援施設の設置者は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>5 障害者支援施設の設置者は、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等（法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。以下同じ。）の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>助を行わなければならない。</u></p> <p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>イ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>a (a) から(c)までに掲げる平均障害支援区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。)第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する平均障害支援区分をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数</p> <p>(a) 平均障害支援区分が4未満 利用者(基準省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。(b)及び(c)において同じ。)の数を6で除して得た数</p> <p>(b) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p> <p>(c) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>b a(a)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除し</p>	<p>(職員の配置の基準)</p> <p>第11条 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 施設長 1人</p> <p>(2) 生活介護を行う場合 アからウまでの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数</p> <p>イ 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士 <u>又は作業療法士</u>及び生活支援員</p> <p>(ア) 看護職員、理学療法士 <u>又は作業療法士</u>及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、a及びbに掲げる数を合計した数以上とする。</p> <p>a (a) から(c)までに掲げる平均障害支援区分(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第177号。以下「基準省令」という。)第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)に規定する平均障害支援区分をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(a)から(c)までに定める数</p> <p>(a) 平均障害支援区分が4未満 利用者(基準省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)に規定する厚生労働大臣が定める者を除く。(b)及び(c)において同じ。)の数を6で除して得た数</p> <p>(b) 平均障害支援区分が4以上5未満 利用者の数を5で除して得た数</p> <p>(c) 平均障害支援区分が5以上 利用者の数を3で除して得た数</p> <p>b a(a)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除し</p>

改正後	改正前
<p>て得た数</p> <p>(イ) 看護職員の数、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(ウ) 理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>(エ) 生活支援員の数、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数</p> <p>(ア) 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>(イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>エ イの「生活介護の単位」とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。</p> <p>オ イの理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>カ イの生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>キ ウのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(3) 自立訓練(機能訓練)を行う場合 ア及びイの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 看護職員、理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>及び生活支援員それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除し</p>	<p>て得た数</p> <p>(イ) 看護職員の数、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>(ウ) 理学療法士 <u>又は作業療法士</u>の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。</p> <p>(エ) 生活支援員の数、生活介護の単位ごとに、1人以上とする。</p> <p>ウ サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として基準省令第11条第1項第2号イ(3)に規定する厚生労働大臣が定める者をいう。以下同じ。) (ア)又は(イ)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(ア)又は(イ)に掲げる数</p> <p>(ア) 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>(イ) 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>エ イの「生活介護の単位」とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は20人以上とする。</p> <p>オ イの理学療法士 <u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>カ イの生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>キ ウのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>(3) 自立訓練(機能訓練)を行う場合 ア及びイの基準によるほか、次のとおりとする。</p> <p>ア 看護職員、理学療法士 <u>又は作業療法士</u>及び生活支援員 それぞれ1人以上で、その総数は常勤換算方法で利用者の数を6で除して得た数以上</p>

改正後	改正前
<p>て得た数以上</p> <p>イ サービス管理責任者（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数</p> <p>（ア） 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>（イ） 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>ウ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、ア及びイに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。</p> <p>エ アの理学療法士、<u>作業療法士又は言語聴覚士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>オ アの看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>カ アの生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>キ イのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>（4）～（7） 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（施設障害福祉サービスの取扱方針）</p> <p>第18条 障害者支援施設の設置者は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>2 障害者支援施設の設置者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮するよう努めなければならない。</u></p>	<p>イ サービス管理責任者（ア）又は（イ）に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に掲げる数</p> <p>（ア） 利用者の数が60人以下 1人以上</p> <p>（イ） 利用者の数が61人以上 1人に、利用者の数が60人を超えて40又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上</p> <p>ウ 障害者支援施設が、当該障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）を提供する場合は、ア及びイに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。</p> <p>エ アの理学療法士 <u>又は作業療法士</u>を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。</p> <p>オ アの看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>カ アの生活支援員のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>キ イのサービス管理責任者のうち1人以上は、常勤でなければならない。</p> <p>（4）～（7） 略</p> <p>2～4 略</p> <p>（施設障害福祉サービスの取扱方針）</p> <p>第18条 障害者支援施設の設置者は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。</p> <p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p><u>3</u> 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>	<p>2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。</p>
<p><u>4</u> 障害者支援施設の設置者は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (施設障害福祉サービス計画の作成等)</p>	<p><u>3</u> 障害者支援施設の設置者は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。 (施設障害福祉サービス計画の作成等)</p>
<p>第19条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>	<p>第19条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。</p>
<p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じた利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下「アセスメント」という。）<u>を行うとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。<u>この場合において、サービス管理責任者は、第20条の3第1項の地域移行等意向確認担当者（以下「地域移行等意向確認担当者」という。）が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとする。</u></p>	<p>2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下<u>この条において</u>「アセスメント」という。）<u>を行い</u>、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。</p>
<p><u>3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定の支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>4</u> サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>	<p><u>3</u> サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者と面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。</p>
<p><u>5</u> サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障</p>	<p><u>4</u> サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障</p>

改正後	改正前
<p>害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が当該障害者支援施設の提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p>	<p>害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、当該原案が当該障害者支援施設の提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めたものとなるよう努めなければならない。</p>
<p>6 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等（<u>地域移行等意向確認担当者を含む。</u>）を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、<u>当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに</u>、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>	<p>5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。</p>
<p>7 サービス管理責任者は、第5項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>	<p>6 サービス管理責任者は、第4項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により当該利用者の同意を得なければならない。</p>
<p>8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者<u>及び当該利用者に対して指定計画相談支援（法第51条の17第2項に規定する指定計画相談支援をいう。）を行う者</u>に交付しなければならない。</p>	<p>7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。</p>
<p>9 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。</p>	<p>8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、当該施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。</p>
<p>10 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に利用者と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>	<p>9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>(1) 定期的に利用者と面接すること。</p> <p>(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。</p>
<p>11 第2項から第8項までの規定は、第9項の規定による施設障害福祉サービス</p>	<p>10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による施設障害福祉サービス</p>

改正後	改正前
<p>ス計画の変更について準用する。 (サービス管理責任者の責務)</p>	<p>ス計画の変更について準用する。 (サービス管理責任者の責務)</p>
<p>第20条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) 略</p>	<p>第20条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。 (1)～(3) 略</p>
<p><u>2 サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。</u> <u>(地域との連携等)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>第20条の2 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>2 障害者支援施設の設置者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設障害福祉サービスについて知見を有する者並びに市の担当者等により構成される協議会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)(以下この条において「地域連携推進会議」という。)を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>3 障害者支援施設の設置者は、前項に規定する地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>4 障害者支援施設の設置者は、第2項の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>
<p><u>5 前3項の規定は、障害者支援施設がその提供する施設障害福祉サービスの質に係る外部の者による評価及び当該評価の実施状況の公表又はこれに準ずる措置として市長が定めるものを講じている場合には、適用しない。</u> <u>(地域移行等意向確認担当者の選任等)</u></p>	<p><u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>第20条の3 障害者支援施設の設置者は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下この条において「地域移行等意向確認等」という。）を適切に行うため、地域移行等意向確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>2 地域移行等意向確認担当者は、前項の指針に基づき、地域移行等意向確認等を実施し、アセスメントの際に地域移行等意向確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を第19条第6項に規定する施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p><u>3 地域移行等意向確認担当者は、地域移行等意向確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>
<p>（協力医療機関等）</p>	<p>（協力医療機関等）</p>
<p>第40条 障害者支援施設の設置者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>	<p>第40条 障害者支援施設の設置者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない。</p>
<p>2 障害者支援施設の設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>	<p>2 障害者支援施設の設置者は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。</p>
<p><u>3 障害者支援施設の設置者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならない。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

改正後	改正前
<p data-bbox="98 153 1115 272"><u>4 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合において、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。</u></p> <p data-bbox="98 331 277 363"><u>第44条 削除</u></p> <p data-bbox="181 469 277 501"><u>附 則</u></p> <p data-bbox="143 512 293 544"><u>(施行期日)</u></p> <p data-bbox="98 555 770 587"><u>1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。</u></p> <p data-bbox="143 598 293 630"><u>(経過措置)</u></p> <p data-bbox="98 641 1115 857"><u>2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和7年3月31日までの間、改正後の条例（以下「新条例」という。）第20条の2の規定の適用については、同条第2項及び第3項中「設けなければ」とあるのは「設けるよう努めなければ」と、同条第4項中「公表しなければ」とあるのは「公表するよう努めなければ」とする。</u></p> <p data-bbox="98 868 1115 1031"><u>3 施行日から令和8年3月31日までの間、新条例第20条の3の規定の適用については、同条第1項中「選任しなければ」とあるのは「選任するよう努めなければ」と、同条第2項中「報告しなければ」とあるのは「報告するよう努めなければ」とする。</u></p>	<p data-bbox="1160 153 1256 185"><u>(新設)</u></p> <p data-bbox="1160 288 1397 320"><u>(地域との連携等)</u></p> <p data-bbox="1115 331 2130 451"><u>第44条 障害者支援施設の設置者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動団体等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。</u></p>